

福長介第 1 7 9 1 号
令和 8 年 8 月 6 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 各位

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課長
(公 印 省 略)

特定事業所集中減算の届出について（お知らせ）

日頃より、本市の介護保険制度の運営についてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、すべての居宅介護支援事業所は、毎年度 2 回、居宅介護支援費の集中減算適用の有無を判断するために、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る計算書」を作成する必要があります。

つきましては、下記ホームページを参照していただき、令和 8 年度前期分の「(別紙 2) 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る計算書」を作成してください。計算の結果、紹介率最高法人の割合が 80%を超え、かつ正当な理由が無い場合、または、理由の 4（裏面の届出の有無チェック表 C を参照）に該当する場合は、下記のとおりご提出をお願いします。

なお、作成した「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る計算書」は少なくとも 5 年間は保管してください。

記

1. 提出書類 裏面別紙「届出の有無チェック表」を参照ください
2. 判定期間 令和 8 年度前期（令和 8 年 3 月から令和 8 年 8 月末まで）
3. 提出先 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課 事業者係 宛て
4. 提出期限 令和 8 年 9 月 1 5 日（火）（厳守）
5. ホームページ 「特定事業所集中減算の届出について（居宅介護支援事業所）」
URL <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/011/p083509.html>

【担当】

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課
事業者係 三上、有山
電話 0 4 8 - 8 2 9 - 1 2 6 5
Fax 0 4 8 - 8 2 9 - 1 9 8 1
Mail kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp

別紙

届出の有無チェック表

判定結果		届出について
A	①紹介率 80%を超えた法人がない	<u>届出不要。</u> 「別紙 2 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る計算書」を事業所で 5 年間保存。 <u>※ただし、令和 7 年度後期の判定結果に基づき集中減算の適用がされている事業所で、今回の判定で左記①または②に該当した場合に区分変更が生じるため、特定事業所集中減算に係る届出の提出が必須です。</u> ・「別紙 1 特定事業所集中減算に関する届出書」 ・「別紙 2 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る計算書」
	②紹介率 80%を超えた法人があるが、「正当な理由」の 1～3 に該当する場合	
B	紹介率 80%を超えた法人があるが、「正当な理由」がない場合	特定事業所集中減算に関する届出書を提出。 ・「別紙 1 特定事業所集中減算に関する届出書」 ・「別紙 2 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る計算書」
C	紹介率 80%を超えた法人があり、「正当な理由」の 4 に該当する場合	正当な理由 4「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合」 特定事業所集中減算に関する届出書を提出。 ・「別紙 1 特定事業所集中減算に関する届出書」 ・「別紙 2 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る計算書」 以下の書類を添付 ・（参考様式 1）特定事業所集中減算における正当な理由に係る理由書 ・（参考様式 2）特定事業所集中減算に係る意見・助言についての調書 ・別紙 2-2 特定事業所集中減算再計算書

【「紹介率 80%を超えた法人があり、「正当な理由」の 4 に該当する」として届出を行った場合】

・市で減算有無について判断し、令和 8 年 9 月末をめどに、10 月からの減算有無について通知いたします。通知を受理し、体制状況に変更がある場合は、すみやかに以下の書類を市に提出して下さい。

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅介護支援）

※特定事業所集中減算について、該当する体制にチェックをしてください。

※先般、特定事業所集中減算の適用誤りにより介護給付費を過大に算定していた事態について、会計検査院より指摘がありました。特定事業所集中減算の適用誤りに係る主な原因について、「特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算を誤っていた主な原因について」をご確認いただくことにより、特定事業所集中減算の適用誤りがないようご注意ください。